

## 用語の定義

### 1 身体障害者福祉関係

#### 身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

### 2 知的障害者福祉関係

#### 療育手帳交付台帳登載数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事等が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

### 3 障害者総合支援関係

#### 補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

### 4 女性支援関係

#### 女性相談支援センター・女性相談支援員

困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた様々な支援を行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づき、都道府県に設置される機関及び都道府県や市長村が配置する職員をいう。

### 5 老人福祉関係

#### （1）養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

#### （2）特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

#### （3）軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設をいう。

#### (4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」(平成13年10月1日老発第390号老健局長通知)に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体をいう。

### 6 民生委員関係

#### 民生委員(児童委員)

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者をいう。

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

### 7 社会福祉法人関係

#### (1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人をいう。なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)が所轄庁である法人のみ報告されるため、厚生労働大臣が所轄庁となる法人(全国を単位として行われる事業を行っている法人等)は含まれていない。

#### (2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているものをいう。

#### (3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人をいう。

#### (4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知)に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体をいう。

#### (5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人をいう。

#### (6) その他

(2)~(5)のいずれにも該当しない社会福祉法人で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業(生活困難者や障害者に対する相談・支援等)を行う社会福祉法人をいう。

(7) 社会福祉連携推進法人

社会福祉法に基づき、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図ることを目的として設立された法人をいう。

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数をいう。

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置された相談所をいう。

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等養育面で環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談をいう。

イ 保健相談

低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する子どもに関する相談をいう。

ウ 障害相談

（肢体不自由相談）肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

（視聴覚障害相談）視聴覚障害児に関する相談

（言語発達障害等相談）構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談

（重症心身障害相談）重症心身障害児（者）に関する相談

（知的障害相談）知的障害児に関する相談

（発達障害相談）自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む。）

をいう。

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、触法行為のあったとされる子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談をいう。

**才 育成相談**

子どもの人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談をいう。

**力 その他の相談**

上記アから才のいずれにも該当しない相談をいう。